

担当課：商工部観光局観光振興課  
直 通：092-643-3429(内線 3712)  
担 当：徳本、駒澤

## 「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの一時停止期間の延長について

- 今般、本県に適用されている「まん延防止等重点措置」が3月6日をもって解除となりますが、コロナ感染症の再拡大防止の観点から本県独自の「感染再拡大防止対策期間」の期間中は、引き続き「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの利用等を停止することとしましたので、お知らせします。
- また、「福岡の避密の旅」観光キャンペーンの利用期間については、1か月程度延長することを国と協議中であり、県議会で繰越予算の議決が得られ次第、延長の期日をお知らせします。

※ 今回の対応は本県のまん延防止等重点措置解除について政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の会議で決定された場合における対応となります。

### 1 新規予約・販売及び利用を停止する期間について

#### ①新規予約・販売停止期間

(現 行) 令和4年1月21日(金) から3月6日(日)

(延長後) 令和4年1月21日(金) から4月7日(木)

#### ②利用停止期間

(現 行) 令和4年1月28日(金) から3月6日(日)

(延長後) 令和4年1月28日(金) から4月7日(木)

※停止期間については感染状況等に応じて変わる場合があります。

### 2 利用期間の延長について

宿泊助成や旅行助成等の利用期間を下記のとおり延長することを協議中です。

(現 行) 令和4年3月25日(金) まで

(延長案) 令和4年4月下旬まで

### 3 キャンセル料の取扱いについて

3月7日以降のキャンセル料については、次の期間にキャンセルを申し出た旅行について、各事業者のキャンセルポリシーに基づき、助成額を上限(宿泊の場合最大5千円/人・泊、日帰りの場合最大3千円/人・回)に、キャンペーン事務局から対象事業者に支払うこととします。

詳細は、キャンペーン特設サイトをご覧ください。

#### 【キャンセル申出期間】

令和4年3月4日(金)～3月18日(金)

## 4 既販売分のコンビニ宿泊券等の払戻について

利用停止に伴い、購入者の申し出に応じ、既販売分のコンビニ宿泊券や前売り宿泊券・旅行券の払戻を行います。

詳細は、キャンペーン特設サイトでお知らせします。

### 【払戻対象】

- ・「福岡の避密の旅」(第1弾) コンビニ宿泊券  
※券面の利用期間が「2020年11月5日(木)～2021年3月1日(月)チェックアウトまで」となっているもの。
- ・「福岡の避密の旅」(第2弾) 前売り宿泊券・前売り旅行券
- ・「福岡の避密の旅」(第3弾) コンビニ宿泊券  
※券面の利用期間が「2021年7月26日(月)～2022年1月1日(土)チェックアウトまで」または「2021年10月15日(金)～2022年2月15日(火)チェックアウトまで」となっているもの。
- ・「福岡の避密の旅」(第4弾) コンビニ宿泊券  
※券面の利用期間が「2021年12月10日(金)～2022年2月15日(火)チェックアウトまで」となっているもの。

## 5 対象キャンペーンについて

- ① 「福岡の避密の旅」(第1弾) 観光キャンペーン ※販売終了  
コンビニエンスストアにおいて県内の登録宿泊施設で使える割引宿泊券を発行
- ② 「福岡の避密の旅」(第2弾) 県民向け前売り宿泊券・旅行券 ※販売終了  
購入時に指定した県内の宿泊施設、旅行会社の支払いで利用できる前売り宿泊券・旅行券を販売
- ③ 「福岡の避密の旅」(第3弾) 県民向け観光キャンペーン ※一部販売終了
  - ・県内のコンビニエンスストアにおいて県内の登録宿泊施設で使える割引宿泊券を発行
  - ・宿泊予約サイトにおいて、県内の宿泊施設で使える割引電子クーポンを発行
  - ・県内の登録旅行会社において県内旅行商品を割引価格で販売
- ④ 「福岡の避密の旅」(第4弾) 観光キャンペーン  
【対象者】福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・山口県 居住者
  - ・コンビニエンスストアにおいて県内の登録宿泊施設で使える割引宿泊券を販売
  - ・宿泊予約サイトにおいて、県内の宿泊施設で使える割引電子クーポンを発行
  - ・県内の登録旅行会社において県内旅行商品を割引価格で販売

「福岡の避密の旅」観光キャンペーン特設サイト

[https:// fukuoka-himitsu-travel.jp/](https://fukuoka-himitsu-travel.jp/)

